

## 議第211号

## 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

令和元年 9 月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

損 害 賠 償 額		1,410,480円
事 故 の 概 要	種      別	樹木の幹折れによる変圧器の破損事故
	発 生 年 月 日	平成30年 9 月 4 日
	被   害   者	京都市下京区烏丸通七条上る常葉町754番地 真宗大谷派
	損 害 の 程 度	変圧器の破損

## 提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。